

安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第3弾

令和6年度の総括（まとめ）

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

I アクションプログラムの取組（アクション）の紹介・・・・・・ P 2

II 県（関係部局）の取組（アクション）の紹介・・・・・・ P 7

III 数値目標の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22

IV 令和6年度の総括～成果と課題をふまえた今後の取組の方向性～・・ P 26

はじめに

1. プログラム策定の背景

平成 14 年以降、県内における刑法犯認知件数は年々減少を続け、平成 27 年には、平成 14 年より 7 割近く減少し、平成に入ってから最少数となる 15,178 件を記録しました。

しかしながら、県民に大きな不安を与える凶悪犯罪、子ども・女性が被害者となる性犯罪などは後を絶たず、さらには高齢者に対する特殊詐欺の増加、サイバー空間における犯罪も相次ぐなど、犯罪情勢の急激な変化に伴う新たな課題が発生しました。また、平成 28 年 5 月に開催された伊勢志摩サミットの後には、全国高校総体や三重とこわか国体の開催などに伴って、多くの人の来県が見込まれ、交通安全にも一層の注意が求められることが課題となりました。

こうした課題に対応するとともに、伊勢志摩サミットのレガシー（自分たちの地域は、自分たちで守るという気運の高まり）を引き継ぎ発展させて、県民と、事業者、警察、行政など、さまざまな主体が力を合わせて、安全で安心な三重のまちづくりをめざし、防犯・交通安全にかかる取組を総合的に推進するため「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」（以下「プログラム」という。）を平成 29 年 1 月に策定した後、令和 2 年から令和 5 年まではプログラム第 2 弾に、令和 6 年から令和 8 年まではプログラム第 3 弾に改定しました。

このプログラムを、県民の皆さん一人ひとりが防犯意識を持つ「きっかけ」として、防犯ボランティアの方の「支援ツール」として、事業者の方が防犯・交通安全に係る活動を始め際の「手引き」として、市町等関係機関が安全で安心なまちづくりに係る取組を検討する際の「指針」としてそれぞれ活用いただき、皆の力を合わせて安全で安心な三重をめざしていきます。

2. プログラム第 3 弾について

プログラム第 3 弾（令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間）は、県と県民、ボランティア、企業、関係団体、市町、警察等さまざまな主体が連携して犯罪や交通事故のない、安全で安心な暮らしを確保することを「めざす姿」としています。

また、プログラム第 3 弾では、「県民の皆さん一人ひとりが防犯・交通安全への意識を持ち、できる範囲で活動することで持続可能な防犯・交通安全活動をめざす」という考え方により、キャッチフレーズを「安全安心なまちづくりの三か条 一、気軽に 二、無理なく 三、できる時に」と設定し、この三か条をモットーにプログラムを県民の皆さんとともに進めていきます。

「めざす姿」実現に向け、『意識づくり』『地域づくり』『環境づくり』をベースにして、各主体と連携しながら防犯・交通安全にかかる取組を進めていきます。

意識づくり

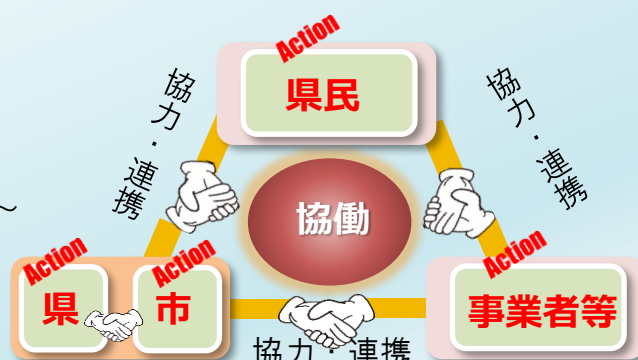
～防犯・交通事故防止意識を高める～

地域づくり

～地域の防犯・交通安全力を向上させる～

環境づくり

～犯罪や交通事故を防ぐ環境を整える～



本書は、プログラム第3弾に基づく令和6年度の成果と課題をふまえつつ、翌年度（令和7年度）の効果的なプログラム第3弾の促進に資することを目的とします。

I アクションプログラムの取組（アクション）の紹介

（1）安全・安心まちづくりフォーラムの開催

県民の皆さんの防犯意識の高揚と、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりの推進等を目的としたイベント「安全・安心まちづくりフォーラム」を警察本部・三重県防犯協会連合会と共催しました。

「寸劇による特殊詐欺被害防止」、「若者世代による防犯ボランティア」、「青色回転灯装着車両によるパトロール」といった特色ある取組を行う県内防犯ボランティア団体（3団体）による事例発表に続き、皇學館大学現代日本社会学部 藤井恭子准教授から「地域ボランティア団体のリーダー養成について」をテーマに「人とのつながり」と「郷土愛」が地域のつながりを強固にし、防犯の力も強化されることについて、ご講演いただきました。

参加者からは、「今回、特殊詐欺の寸劇を見せただけで、特殊詐欺の手口がよくわかりました。」「今やっている防犯ボランティア活動が地域のつながりを強固にしていることを改めて感じた。」といった声がありました。



講師説明

【実施概要】

実施日	場所	対象者	参加者数
8月19日	県庁講堂	防犯ボランティア団体や関係機関の職員等	80人



事例発表の様子

(2)「安全安心まちづくり地域リーダー」養成講座の開催

防犯ボランティア等の経験が概ね3年以上であり、地域の防犯活動等をけん引する意志のある方などを対象に、防犯活動を継続していくための有益な知識や、他の活動者を指導することができるような実践的技術を身に付けていただくための講座を昨年度に引き続き開催しました。内容としては、まず、県でのアクションプログラム推進の軸となる県・警察本部・県教育委員会事務局による「安全・安心まちづくりに係る県の取組について」(県)、「県内の犯罪情勢」(警察本部)、「スクールガードについて」(県教育委員会事務局)の説明を行いました。

続けて、「地域で子どもを守るための実践的な防犯対策」と題し、株式会社危機管理教育研究所 国崎信江講師に子どもたちを守る取組についてご講演いただきました。

最後は、市民防犯インストラクター 武田信彦講師に効果的な防犯対策の考え方や子どもたちへの防犯指導のコツなど、防犯活動に係る実践的な知識をご教授いただきました。

本講座の開催の結果、安全安心まちづくり地域リーダーを新たに13名養成することができました。令和7年度は全市町へのリーダー配置をめざし、取組を進めていきます。



講演の様子

【実施概要】

実施日	場所	対象者	参加者数
9月25日	三重県庁講堂	新規リーダー申込のあった県民等	57人（うち新規申込者13人）

(3)「安全安心まちづくり地域リーダーフォローアップ」講座の開催

安全安心まちづくり地域リーダーフォローアップ講座は、安全安心まちづくり地域リーダーを対象に、さらなるスキルアップや、リーダー相互の情報交換を通じたノウハウの共有を目的に開催するものです。

令和6年度は、NPO法人三重県防犯設備協会様から、「通学路の危険個所の点検について」をテーマに通学路内の危険個所の着眼点と対策について説明いただいたほか、株式会社キリンビバレッジ様からは、「防犯カメラ付き自動販売機」の機能等を紹介していただきました。

また、事業所と自主防犯団体との連携をテーマに意見交換を行いました。



講演の様子

【実施概要】

実施日	場所	対象者	参加者数
2月4日	三重県庁講堂	地域リーダー及び市町職員	28人

(4) 安心して暮らせるまちづくり出前講座の実施

県内での安全で安心なまちづくりに係る取組をより一層広げていくとともに、日ごろの活動の参考としていただくための出前講座を令和6年度は6回実施し、アクションプログラム第3弾の概要や県の安全安心まちづくりに係る取組、特殊詐欺・投資詐欺被害防止対策、不審者対応訓練（さす又使用訓練）などを説明するとともに、できる範囲で安全安心まちづくり活動に協力いただけるよう呼びかけを行いました。



出前講座の様子

【実施概要】

実施日	要請のあった団体	対象者	参加者数
4月26日	亀山市役所防災安全課	自主防犯団体	20人
9月10日	明治安田生命津支店	顧客	30人
11月7日	明治安田生命津支店	顧客	30人
1月23日	一般財団法人食品分析開発センターSUNATEC	職員	20人
2月5日	志摩市役所人権市民稼働課	自治会連合会長等	30人
2月22日	消費者市民ネットワークみえ	会員	28人

（５）安全・安心なみえのまちづくり防犯サポート事業者登録制度

「事業者」は、「県民」や「自治体(県・市町)」と並ぶアクションの重要な担い手です。

「事業者」が防犯活動に参画することは、地域における構成員の高齢化や担い手不足といった課題に対応でき、持続可能な活動につながります。安全・安心なみえのまちづくり防犯サポート事業者登録制度は、「事業者」が防犯活動に参画しやすくなるような仕組みとして、令和５年６月から運用を開始し、令和７年３月末現在で、４２８店舗の事業者が登録しています。

引き続き、幅広い事業者に参画を呼びかけ、多くの事業者に登録いただくことで、持続可能な活動を全県的に展開していきます。

（６）県関係部局のさらなる連携の推進（３分野WGの開催）

アクションプログラムの主軸となる県の３分野（県・警察本部・県教育委員会）の連携を強化し、安全安心まちづくりに係る県の取組がより効果的なものになるよう協議を重ねる場として、担当者によるワーキンググループを実施しました。

令和６年度は１回開催し、各分野での年間スケジュールの共有や、その中で相互に協力できる取組がないかの検討を実施し、「安全・安心まちづくりフォーラムの警察本部との共催」、「安全安心まちづくり地域リーダー養成講座とスクールガード・リーダー育成講習会の同時開催」といった連携をしました。

「安全・安心まちづくりフォーラムの警察本部との共催」については、県及び警察本部がそれぞれで開催していたイベントを統合開催することによって、運営の効率化及び参加者の利便性向上につながりました。【詳細は（１）を参照】「安全安心まちづくり地域リーダー養成講座の開催」については、安全安心まちづくりに携わる県民に対する講習会を開催することで、地域においてリーダーになりうる人物を育成することができました。【詳細は（２）を参照】。

令和７年度もワーキンググループを通じて、関係職員が連携し、顔の見える関係づくりを推進していきます。



会議の様子

【実施概要】

実施日	場所	議題
４月１８日	環境生活部 相談室	・ 各分野の令和６年度事業について情報共有 ・ 意見交換

（７）市町担当者会議の開催

県の取組を市町の担当者へ周知し、県と市町の密な連携のもと安全安心まちづくりに取り組むための体制整備を目的に市町担当者会議を開催しました。

会議では、県の取組内容の説明に続き、警察本部から犯罪情勢の説明がありました。

また、キリンビバレッジ株式会社様から「防犯カメラ付き自動販売機」の機能等を紹介していただくなど、防犯対策の情報共有を図りました。



担当者会議の様子

【実施概要】

実施日	対象者	参加者数
5月20日	各市町安全安心まちづくり（防犯）担当者	20名

（８）「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」の開催

この会議は、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」第5条の規定における推進体制を整備するため設置する県の附属機関等に位置づけられるもので、県の安全で安心なまちづくりに係る課題や、施策の方針などについて議論する重要な場です。

令和6年度は2回開催し、事業者に向けた取組の検討や、特殊詐欺をはじめ各種犯罪被害防止対策について協議を行いました。



推進会議の様子

【実施概要】

回数	実施日	場所	主な協議事項等	参加委員
第1回	7月17日	三重県津庁舎	・アクションプログラム第2弾 令和5年度の総括（案）について	14名
第2回	10月31日	三重県津庁舎	・「特殊詐欺被害防止対策」、「自転車盗被害防止対策」について	14名

（９）各種啓発活動

あらゆる機会を通じて、県民の防犯意識向上を目的として啓発活動を実施しました。特に集客が見込める

「津祭」等イベントや県内ショッピングセンター、津駅前等において、県と警察等が連携し、広報啓発を行いました。



広報啓発状況

(10) 防犯カメラ設置事業補助制度の構築

令和6年9月頃から首都圏等における匿名・流動型犯罪グループによる強盗事件の多発や、犯人が訪問してくる「オレオレ詐欺」等の特殊詐欺事件の県内での増加を受け、県民の安全安心を確保する緊急的な防犯対策の強化が必要となりました。

そのため、県は、令和6年度12月から、県内自治会等を対象に防犯カメラの設置を補助する市町を支援する補助制度を開始し、地域の防犯力の向上に取り組みました。

Ⅱ 県（関係部局）の取組（アクション）の紹介

プログラム第3弾の注力する方向性に関連する県（関係部局）の主要施策の令和6年度の取組概要等は以下のとおりです。

【注力する方向性3項目】

1. 県民が犯罪被害・交通事故の当事者にならないための意識づくりに努める
2. さまざまな主体と連携した持続可能な防犯・交通安全活動が行われる地域づくりに努める
3. 犯罪や交通事故を防ぐ取組を広め、安全で安心感のある環境づくりに努める

なお、以下に記載の「令和6年度の取組概要」は令和7年3月末時点での記載になります。

1. 「県民が犯罪被害・交通事故の当事者にならないための意識づくりに努める」

令和6年度の取組概要	令和7年度の取組方向	主担当部
【安心して暮らせるまちづくり出前講座による犯罪被害に対する注意喚起】		
県内において特殊詐欺被害が発生している状況や不審者から身を守る方法を教えてほしいとの県民からの要望を受け、県内各地において出前講座を行うことで、犯罪被害の当事者にならないための意識向上に努めました。（6回開催158人参加）	引き続き、特殊詐欺被害防止や不審者対応などの防犯対策を目的とした出前講座を行います。	くらし・交通安全課 （環境生活部）
【消費者トラブル防止に向けた出前講座の実施】		
高齢者の消費者トラブル防止に向け、県内各地で出前講座等を開催しました。（18箇所、19回開催、391人参加）	消費生活相談件数に占める高齢者の割合は、4割程度と高くなっていることから、高齢者の消費者トラブル防止に向け、県内各地で出前講座等を行います。	くらし・交通安全課 （環境生活部）

【成人年齢引き下げに係る周知啓発】		
民法の成年年齢の引下げを踏まえた若年者の消費者トラブルの防止に向け、教育機関と連携し、「青少年消費生活講座」(28校 49回、4,447人参加)を開催したほか、ラジオのパーソナリティが高等学校(6校)を訪問して注意喚起を行う事業を実施しました。また、テレビや映画館で啓発CMを放送・上映するとともに、SNSを活用した啓発(2月～3月実施)を行うなど、多様な情報媒体による取組を行いました。	民法の成年年齢引下げを受けて、教育機関等と連携しながら、若年者を対象とした出前講座等を実施するなど、若年者向けの消費者教育に取り組みます。また、多様な情報媒体の活用や若年者の参画を得ながら、若年者が消費者トラブルに遭うことなく、自立した消費者として行動するための知識と意識を高めるための取組を推進します。	くらし・交通安全課 (環境生活部)
【SNS相談及びDV防止に係る啓発】		
DVや性暴力・性犯罪を防止するための啓発として、女性に対する暴力をなくす運動期間を中心に県内47か所の施設で相談窓口案内のミニカード(名刺サイズ)やポケットティッシュを女性が持ち帰りやすい場所などに配置しました。 また電話相談や来所での相談が難しい方向けにSNS相談窓口としてLINEによる相談を継続するとともに、SNS相談窓口の周知にかかるインターネット広告の掲出期間を令和5年度の2か月から半年間に伸ばしたところ、相談対応件数が190件から274件に増えました。	DVを許さない社会意識の醸成に向けて啓発を行います。DVの相談内容については複雑化・多様化していることから、適切な支援を受けられるよう対応職員の能力向上や関係機関との連携強化に努めます。また、電話相談や来所での相談が難しい方向けにSNS相談窓口としてLINEによる相談を継続するとともに、インターネット広告を活用しさらなる周知を進めます。	家庭福祉・施設整備課 (子ども・福祉部)
【非行防止教室等の開催とSNSにおける不適切な書き込みへの注意喚起等】		
居場所づくり活動を始めた非行少年等の立ち直り支援を実施するとともに、非行防止教室等の開催により少年の規範意識の向上を図りました。 また、SNSに起因する子どもの犯罪被害を未然に防止するため、さまざまな媒体を活用した広報啓発を実施したほか、サイバーパトロールを通じ、SNS	居場所づくり活動を始めた非行少年等の立ち直り支援を実施するとともに、犯罪者実行募集情報(いわゆる「闇バイト」)への加担を防止するため、非行防止教室等の開催により少年の規範意識の向上を図ります。 また、SNSに起因する子どもの	生活安全部 少年課 (警察本部)

上の子どもの性被害につながる不適切な書き込みに対する注意喚起・警告活動を実施しました。(令和6年中 509 件)	犯罪被害を未然に防止するため、さまざまな媒体を活用した広報啓発や、SNS上の子どもの性被害につながる不適切な書き込みに対する注意喚起・警告等の先制的な対策を推進します。	
【「みえ次世代育成応援ネットワーク」との連携】		
「みえ次世代育成応援ネットワーク」では、地域の子どもたちに貴重な学びや体験の機会を創出するため、当ネットワークの会員企業や団体において、出前講座を含めた子どもの会社見学(オシゴトチャレンジ ミエキッズ)を計 18 回実施しました。 また、子どもから家族や友だちなどへ、大人から子どもへ、思っているけれどなかなかお互いに伝えられない大切な人への「ありがとう」の気持ちをテーマにした「ありがとうの一行詩コンクール」を実施し、5,729 件の応募数がありました。	令和7年度は、「オシゴトチャレンジ ミエキッズ(子どもの会社見学)」の開始時期を約2ヶ月間前倒し、実施時期を拡充することによって、実施件数の増加に取り組みます。 また、引き続き「ありがとうの一行詩コンクール」を実施し、より多くの方に事業の趣旨を理解し応募いただけるよう、小中学校への訪問を通じて応募を促すとともに、誰でも応募できるようSNS等をはじめとした広報ツールの整備を行います。	少子化対策課 (子ども・福祉部)
【児童・生徒のネットリテラシー向上】		
いじめ防止をテーマとする動画コンテストを実施し、小学校3校、中学校7校、高等学校9校、中等教育学校1校が参加しました。参加校の児童生徒に向けた研修会では、県教育委員会による「情報モラル授業」等を行い、動画作成を通じて、児童生徒がいじめを許さず、相手を思いやる心や、個性を認め尊重する態度、SNS等による誹謗・中傷やいじめを行わない態度の育成につなげました。また、ポータルサイト上でコンテストを実施し、4,470 票の県民投票を得るなど、県民への啓発につなげることができました。	県内の小中学校および高等学校、特別支援学校を対象に、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画コンテストを開催し、応募動画を「STOP! いじめ」ポータルサイトに掲載することで広く県民にいじめ防止の啓発を行います。 「情報モラル教育」に係る専門機関一覧を作成・配布するなどし、各学校の授業や研修会の充実につなげます。また、保護者向け啓発チラシを作成・配布し、保護者への啓発を行います。	生徒指導課 (教育委員会)

「情報モラル教育」に係る専門機関一覧を作成・配布するなどし、各学校における児童生徒や保護者向けの授業や研修会の充実につなげました。あわせて、保護者向け啓発チラシ「インターネットを安全に利用しましょう」を作成・配布し、保護者への啓発を行いました。		
【「三重県交通安全条例」に係る周知啓発】		
「三重県交通安全条例」について、SNSを用いた啓発を実施したほか、四季の交通安全運動実施要綱に記載することにより、県民の交通安全意識・交通マナーの向上、自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図りました。 令和6年中の交通事故死者数は、46人と前年から20人減少し、統計が残る昭和29年以降最少となりましたが、飲酒運転による人身事故は41件で前年から9件の増加となりました。	四季の交通安全運動における広報啓発のほか、SNS等を用いた啓発を通して効果的・効率的に周知し、県民の皆さんの交通安全意識や交通マナーの向上、自転車用ヘルメット着用率の向上、自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図ります。	くらし・交通安全課 (環境生活部)
【参加・体験・実践型の交通安全教育への取組】		
交通安全研修センターにおいて、子どもから高齢者に至る幅広い県民の皆さんを対象に、施設、設備の強みを生かした参加・体験・実践型の交通安全教育研修を実施しました。 また、新型ドライブシミュレータを導入し、さらなる効果的な研修を推進しました。(令和6年度 4,102人)	交通安全研修センターにおける、子どもから高齢者に至る幅広い県民の皆さんを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育をさらに進めていくことで、事故防止啓発の相乗効果を高めていきます。	くらし・交通安全課 (環境生活部)

【交通ルール遵守と正しい交通マナーの定着に係る広報啓発】		
ドライバー目線の歩行者保護対策として「ACTION38 キャンペーン」の更なる推進のため、事業所単位での各種活動を促進を図るべく、ACTION38 推進事業所の指定を行いました。歩行者に対しては、自ら少し手をあげる等の交通行動を促す「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」の周知を図るため、シンボルマークを活用した積極的な広報を推進しました。 このほか、県内8校の高校生に対して、「セーフティ・バイシクルリーダー」を委嘱し、自転車乗車用ヘルメットの着用促進等に向けた広報啓発活動を行い、自主的な自転車安全利用の気運を高めました。また、高齢者に対しては、関係機関・団体と連携し安全運転サポート車の普及に向けた広報や各種シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しました。	ドライバー目線の歩行者保護対策として「ACTION38 キャンペーン」の更なる推進に向け、より多くのACTION38 推進事業所の指定を行うほか、「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」の周知を図るため、シンボルマークを活用して積極的な広報を推進します。 このほか、県内の高校生に対しては、「セーフティ・バイシクルリーダー」を委嘱して自主的な自転車安全利用活動を促進するとともに、中学・高校生を対象とした自転車交通ルールに関する短時間動画を作成し、WEB広告等の幅広い広告媒体を通じて配信することにより、交通安全意識の醸成を図ります。また、高齢者に対しては、関係機関・団体と連携し安全運転サポート車の普及に向けた広報や各種シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。	交通部 交通企画課 (警察本部)
【高齢者の交通事故防止に係る取組】		
高齢者の交通事故防止を年間重点目標として広報・啓発するとともに、7月19日に安全運転サポート車の乗車体験研修会を開催するなど、交通安全意識の向上を図りました。 また、広報紙に「運転免許証自主返納サポートみえ」の登録事業者から受けられる各種サービスを掲載し、運転免許証等を自主返納しやすい環境づくりに努めました。 さらに、交通安全研修センターにおいて、高齢者向けの参加・体験・実践型の	高齢者の交通事故防止を年間重点目標として広報・啓発するとともに、安全運転サポート車の乗車体験型研修会を通しての普及啓発や、「運転免許証自主返納サポートみえ」の周知と充実を図ります。 さらに、交通安全研修センターにおける高齢運転者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を進めていくことで、事故防止啓発の相乗効果を高めていきます。	くらし・交通安全課 (環境生活部)

交通安全教育を行いました。(令和6年度 321人)		
---------------------------	--	--

2. 「さまざまな主体と連携した持続可能な防犯・交通安全活動が行われる地域づくりに努める」

令和6年度取組概要	令和7年度取組方向	主担当部
【安全安心まちづくり地域リーダー養成講座】		
地域の防犯活動等をけん引する意志のある方などを対象に、「安全安心まちづくり地域リーダー養成講座」を開催し、新たに13名の地域リーダーを養成しました。	プログラムの注力する方向性に「さまざまな主体と連携した持続可能な防犯・交通安全活動が行われる地域づくりに努める」の活動指標に「地域リーダーの配置市町数」が未達成（8市町 / 29市町）であるため、目標達成に向け、未配置市町への働きかけ等により達成をめざします。	くらし・交通安全課 （環境生活部）
【安全安心まちづくり地域リーダーフォローアップ講座】		
安全安心まちづくり地域リーダーフォローアップ講座を実施し、地域リーダーとして必要な知識の習得、リーダー相互の情報交換を通じたノウハウの共有をし、防犯の力を向上することを推進しました。	本年度もフォローアップ講座を開催し、リーダーの一層のスキル向上やリーダー同士の交流による知識・ノウハウの共有を推進します。	くらし・交通安全課 （環境生活部）
【市町担当者との連携】		
アクションプログラム第3弾について、市町担当者会議において情報共有を図るとともに、県の取組への協力を求めたほか、各市町で実施している補助制度等について情報共有、意見交換することで県及び市町間での連携を深めました。	市町担当者同士の連携を深めるため、県民が求めている行政サービスを協議し、密な連携のもと取組を進めていきます。	くらし・交通安全課 （環境生活部）

【「消費者啓発地域リーダー」 養成講座の開催及び消費者安全確保地域協議会の設置促進】		
地域での啓発活動や見守り活動の担い手となる「消費者啓発地域リーダー」を養成する講座を対面とオンラインのハイブリッド方式で開催した結果、新たに5名の登録を得ました(登録者数計87者)。さらに、地域リーダーに定期的に啓発情報を提供するとともに、フォローアップ講座を県内3地域で開催し、各地域における啓発活動の実施を促進、支援しました。	「消費者啓発地域リーダー」による地域における自主的な啓発活動を促進、支援します。また、消費者に身近な市町における見守り体制の充実のため、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置に向けた働きかけを行います。	くらし・交通安全課 (環境生活部)
【「子ども安全・安心の店」認定事業】		
地域における防犯ボランティア活動に取り組む団体等に対し、防犯活動用物品の配布や、犯罪情報・地域安全情報の提供等を通じた支援を推進しました。 「子ども安全・安心の店」認定事業所については、令和6年度末で1,434事業所(前年比-36事業所)と減少しました。	地域における防犯ボランティア活動に取り組む団体等に対し、防犯活動用物品の配布や、犯罪情報・地域安全情報の提供等を通じた支援を推進します。 また、「子ども安全・安心の店」認定事業所については、各業界団体に対する働き掛けを継続し、認定事業所の更なる拡充に取り組みます。	生活安全部 生活安全企画課 (警察本部)
【地域・事業者・学校等との連携】		
安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会を構築するため、地域の犯罪情勢に応じ、警察活動の強化に取り組むとともに、市町や地域住民、防犯ボランティア団体等との連携による犯罪防止に向けた取組を推進しました。 令和6年中の刑法犯認知件数は、10,933件(前年比+978件)と増加したほか、防犯ボランティア団体は、令和6年度末で907団体(前年比-10団体)と減少しましたが、一方で、犯罪の未然防止に有効な街頭防犯カメラの設置に向けた取組等を推進し、地域の防犯力の向上に取り組みました。	安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会を構築するため、地域の犯罪情勢に応じ、警察活動の強化に取り組むとともに、市町や地域住民、防犯ボランティア団体等との連携による犯罪防止に向けた取組を推進します。 また、増加する犯罪の防止、事件事故の早期解決及び県民の安心感の醸成を図るため、必要性の高い場所への街頭防犯カメラの設置を進めるほか、市町と連携し、防犯カメラを始めとする防犯機器の普及促進に取り組みます。	生活安全部 生活安全企画課 (警察本部)

【関係機関・事業者と連携した特殊詐欺被害防止対策の推進】		
特殊詐欺の被害を減少させるため、「高齢者が犯罪組織からの電話を受けないための対策の推進」、「県民の警戒心・抵抗力を向上させるための広報啓発の推進」、「金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化」を基本方針として、被害防止を図るための講話や寸劇、自動通話録音警告機の無償貸出事業などによる防犯対策を実施したほか、関係機関や事業者等と連携し、発生実態に応じた被害防止対策を推進しました。 令和6年中の認知件数は、367件（前年比+93件）、被害額約11億9,870万円（前年比+約4億9,110万円）と過去10年で最多となりました。	特殊詐欺の被害を減少させるため、「高齢者が犯罪組織からの電話を受けないための対策の推進」、「県民の警戒心・抵抗力を向上させるための広報啓発の推進」、「金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化」を基本方針として、被害防止を図るための講話・演劇、国際電話不取扱受付センターの周知・利用休止申込みの促進、自動通話録音警告機の無償貸出事業等の防犯対策を実施するほか、関係機関や事業者等と連携し、発生実態に応じた被害防止対策を推進します。	生活安全部 生活安全企画課 (警察本部)
【テロの未然防止に係る取組】		
県内における大規模行事（第44回全国豊かな海づくり大会）の開催を見据え、部隊の対処能力向上などの警察による取組はもとより、大規模集客施設や関係機関等と連携したテロ対策合同訓練を実施するなど、官民一体となったテロ対策を推進しました。	テロの脅威が継続する中、第44回全国豊かな海づくり大会等の大規模行事が予定されていることから、引き続き警備諸対策を推進するとともに、テロの未然防止に向け、県民のみなさんの理解と協力の下、官民一体となったテロ対策に取り組めます。	警備部 警備企画課 (警察本部)
【「三重県DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議」の開催】		
「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第6次計画）」が最終年度となる一方で、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことに伴い、DV被害のほか、女性をめぐる様々な課題の解消に向けて、「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」を策定しました。 また、DV被害者支援について、関係	令和7年3月に策定した「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」に基づき、女性相談支援センターの相談機能を強化するとともに、困難な問題を抱える女性への適切な保護・自立支援やDV被害者支援においては性別に関わりなく相談や支援を行えるように、NPO等関係機関と連携して切れ目のない支	家庭福祉・施設整備課 (子ども・福祉部)

機関による「配偶者からの暴力防止等連絡会議」を県内6か所で開催し、情報共有・意見交換等を行いました。女性相談支援センターにおいては女性相談支援員等の対応力や専門性向上を目的とした研修会を3回実施するとともに、心理的ケアが必要なDV被害者について、精神科医からの助言を受けることで、相談支援の充実を図りました。	援を進めます。 また、連携可能な関係機関の拡充、困難な問題を抱える女性のうち特に若年女性に特化した相談支援窓口の開設など、さらなる支援の強化のための取組を進めます。	
【児童相談所と警察の連携強化】		
児童相談所と警察との連携を強化するため、各児童相談所と警察本部をオンラインで結び情報共有を行うとともに、児童虐待事案に迅速かつ適切な対応を図るため、合同訓練を実施しました（1回）。被虐待児童や指導等を必要とする児童について、県内2か所の児童相談所一時保護所や児童養護施設等において（委託）一時保護を行い、心のケア等を行いました。	児童相談所と警察との連携を強化するため、各児童相談所と警察本部をオンラインで結び情報共有を行うとともに、児童虐待事案に迅速かつ適切な対応を図るため、合同訓練を実施します。被虐待児童や指導等を必要とする児童について、県内2か所の児童相談所一時保護所や児童養護施設等において（委託）一時保護を行い、心のケア等を行います。	児童相談支援課 （子ども・福祉部）
【市町における子ども家庭総合支援拠点の設置促進】		
児童福祉法改正により、市町に設置が求められている「こども家庭センター」の設置を促進し（15 市町/令和6年度末）、児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、引き続き、要保護児童対策地域協議会の対応力の強化や市町における児童相談体制の充実を図りました。	児童福祉法改正により、市町に設置が求められている「こども家庭センター」の設置を促進し、児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、引き続き、要保護児童対策地域協議会の対応力の強化や市町における児童相談体制の充実を図ります。	児童相談支援課 （子ども・福祉部）
【通学路の安全確保及び学校安全体制の構築】		
実践地域である熊野市内の県立木本高校を拠点校に、学校安全アドバイザーの指導助言のもと、高校生が地域の小中学生と協力して、防犯や交通安全上の危険箇所を明示した安全マップを作成す	学校における安全推進体制を構築するため、学校安全アドバイザーの助言のもと、実践地域で児童生徒が通学路等の安全点検や安全マップづくりを実施します。また、通学路等に	生徒指導課 （教育委員会）

るなど、交通ルールの遵守と交通安全、防犯に対する子どもたちの意識の向上を図りました。さらに、通学路合同点検の結果を、関係部局や警察本部と共有し、通学路の安全対策が円滑に進むよう取り組みました。 また、スクールガード・リーダーおよびスクールガードを対象とした研修会を実施するとともに、県内の公立学校の教員を対象に校種別の講習会を行い、各学校での交通安全教育・防犯教育を推進しました。 加えて、自転車乗車時のヘルメット着用を含む交通安全について高校生が主体的に意見を交流するサミットを開催しました。	おける児童生徒の安全確保のため、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーを育成するとともに、地域のスクールガードを養成します。加えて、県内の公立学校の教員を対象に校種別の講習会を行い、交通安全及び防犯対策の指導者を養成し、各学校での交通安全教育・防犯教育を進めていきます。 さらに、各市町が行う通学路合同点検の結果を、関係部局や県警本部と共有し、通学路の安全対策が円滑に進むよう取り組むとともに、高校生の自転車乗車時のヘルメット着用推進に取り組みます。	
--	---	--

3. 「犯罪や交通事故を防ぐ取組を広め、安全で安心感のある環境づくりに努める」

令和6年度取組概要	令和7年度取組方向	主担当部
【防犯カメラ設置補助事業】		
令和6年9月頃から首都圏等における匿名・流動型犯罪グループによる強盗事件の多発や特殊詐欺事件の県内での増加を受け、県民の安全安心を確保する目的で、緊急的な防犯対策強化として令和6年12月から県内自治会等対象に防犯カメラの設置を補助する市町を支援する補助制度を開始し、新たに20台（5市町）設置することができました。	防犯カメラ設置補助事業は、県内地域の防犯の力を向上することを目的として創設した事業です。令和7年度も引き続き事業を実施し、自治会等への防犯カメラ設置補助事業をする市町を拡大するため、市町担当者会議や出前講座等において防犯カメラの有効性について県から働きかけ、市町の協力が得られるように努めます。	くらし・交通安全課 （環境生活部）
【「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営及び相談体制の強化】		
性犯罪・性暴力被害に遭った方の支援のためのワンストップ相談窓口である「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」	多様化する性犯罪・性暴力被害者のニーズに的確に対応するため、SNS相談や連携協力病院を拡充する	くらし・交通安全課 （環境生活部）

りこ」において、電話・SNS相談、病院への付添支援、心理的カウンセリングなど、被害者に寄り添った支援を関係機関と連携しながら実施しました。（相談件数：603件） また、「よりこ」の認知度向上および性犯罪・性暴力被害者支援の輪を広げ、予防教育やその根絶に向けた取組について説明する出前講座を実施するとともに、若い世代に対してSNSを活用して「よりこ」を周知し、相談しやすい環境づくりに取り組みました。（出前講座受講者数：497名）	など相談・支援体制の強化に取り組むとともに、「よりこ」の認知度向上および性犯罪・性暴力被害者支援の輪を広げるため、警察等と連携した出前講座を開催し、幅広い周知・啓発に取り組めます。 加えて、性犯罪・性暴力の根絶に向けて、条例制定の検討を進めるとともに、条例の制定背景や趣旨も県民に広く理解してもらうように取り組みます。	部）
【人身安全関連事案への対応】		
ストーカー・DV事案等の人身安全関連事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが高い事案であるため、関係部門が連携し、加害者の検挙、行政措置等を講じました。 また、被害者に対する防犯指導、避難措置等の支援について丁寧に説明し、安心感の醸成に努めるなど、被害者等の安全確保を最優先とした迅速・的確な組織対応を徹底しました。	ストーカー・DV事案等の人身安全関連事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが高い事案であるため、関係部門が連携し、加害者の検挙、行政措置等を講じます。 また、被害者に対する防犯指導、避難措置等の支援について丁寧に説明し、安心感の醸成に努めるなど、被害者等の安全確保を最優先とした迅速・的確な組織対応を徹底します。	生活安全部 人身安全対策課 （警察本部）
【サイバー犯罪の取締り推進】		
サイバー空間の安全・安心を確保するため、関係団体や民間事業者等と連携して情報発信を行うなど、多様な主体と手を携え、社会全体でサイバーセキュリティを向上させるための取組を推進しました。 また、職員の対処能力の向上や電磁的記録の解析を行う環境の高度化など、警察としてサイバー空間における脅威に適切に対処できる態勢を整備しました。	サイバー空間の安全・安心を確保するため、関係団体や民間事業者等と連携して情報発信を行うなど、多様な主体と手を携え、社会全体でサイバーセキュリティを向上させるための取組を推進します。 また、職員の対処能力の向上や電磁的記録の解析を行う環境の高度化など、警察としてサイバー空間における脅威に適切に対処できる態勢の	生活安全部 サイバー犯罪対策課 （警察本部）

	整備に取り組みます。	
【犯罪に対する検挙力の向上】		
犯罪を早期に検挙するため、高度ＡＩ画像分析システムによる防犯カメラ画像等の分析、車両捜査支援システムによる犯行車両等の発見など、科学技術を活用した捜査を進めました。（令和６年中重要犯罪検挙率 77.5%） 被疑者の早期検挙や追跡に有効な車両捜査支援システムを増設しました。	防犯カメラ画像等の分析を行う高度ＡＩ画像分析システムを拡充し、捜査支援分析力の一層の強化に取り組みます。	刑事部 刑事企画課 （警察本部）
【警察活動に係る基盤強化】		
老朽化した駐在所の建替等整備（建て替え３施設、長寿命化２施設）、パトカー未配備の駐在所へのパトカーの配備（３施設）を進めたほか、ツキノワグマへの対策に係る資機材を配備しました。また、山岳遭難発生の捜索救助体制を強化するため、山岳装備資機材を充実させるとともに、山岳警備隊員の捜索救助技術の向上を図りました。	老朽化した交番・駐在所の建て替えや長寿命化、パトカーの配備、装備資機材の充実など、警察活動を支える基盤の強化に取り組みます。	地域部 地域課 （警察本部）
【相談電話「こどもほっとダイヤル」の実施】		
子どもの声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支える相談電話「こどもほっとダイヤル」を実施（相談件数 318 件）しました。 青少年にＷｅｂやＳＮＳ等の適正利用が進むよう出前講座を実施（39 件）しました。	子どもの声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支える相談電話「こどもほっとダイヤル」の委託機関との連携を図り、周知を拡大します。 令和７年８月よりＳＮＳ相談を開始し、より相談しやすい体制づくりを行います。 青少年にＷｅｂやＳＮＳ等の適正利用が進むよう出前講座を引き続き実施します。	少子化対策課 （子ども・福祉部）

【子どもの権利について学ぶ機会の提供】		
令和3年度に作成した、子どもが自ら権利について学ぶことができるワークシート（小学校高学年の子どもが対象）やデジタル絵本（小学校低学年から未就学の子どもが対象）の活用について、小中学校長会で呼びかけました。	改正子ども条例の内容や子どもの権利について、大人も子どもも分かりやすく学べるパンフレットの作成・配布や、理解を深めるための学習会の開催等、周知・啓発の拡充に取り組めます。	少子化対策課 （子ども・福祉部）
【専門職の増員による児童相談所の体制強化】		
国が策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、引き続き、児童福祉司や児童心理司などの専門職を着実に確保し、児童相談所の体制強化に努めました。	国が策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、引き続き、児童福祉司や児童心理司などの専門職を着実に確保し、児童相談所の体制強化に努めます。	少子化対策課 （子ども・福祉部）
【地域生活定着支援事業】		
県が設置する三重県地域生活定着支援センターにおいて、高齢であり、又は障がいをもつため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等が、地域の中で必要な支援を受けながら自立した日常生活又は社会生活を営むことができ、ひいては再犯防止につながるよう、保護観察所等の関係機関と連携し、帰宅先の確保や必要な福祉サービス（障害者手帳の交付、社会福祉施設の利用など）へのつなぎ等の支援を実施しました。 ※令和6年度取組実績 ・コーディネート業務 45件 ・フォローアップ業務 33件 ・被疑者等支援業務 4件 ・相談支援業務 5件	引き続き、犯罪や非行に至った人を孤立させず、再び犯罪に至らないよう、国や市町、関係団体等と連携して、必要な福祉サービスの提供や、その他生活の再建に向けた支援を行っていきます。 また、このような「息の長い」支援に取り組むことで再犯者数を減少させ、安全・安心な社会の実現につなげます。	少子化対策課 （子ども・福祉部）
【AIシステムの活用による児童相談所の対応力強化】		
児童相談所における対応力強化のため、AIシステムの活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上を図り、	児童虐待相談対応件数が高止まりする中、迅速で的確な相談対応が求められていることから、リスクアセ	児童相談支援課 （子ども・

的確な相談対応を行うとともに、ニーズアセスメントツールと一体的に活用することで、虐待の再発防止、家族再統合等の家族支援を推進します。	スメントの精度向上や判断の質の向上を図ります。 また、A I の活用については、国の動向やA I の発展状況にも注視しつつ、活用の在り方について検討を進めていきます。	福祉部)
【スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置】		
いじめや暴力行為の被害に遭っている児童生徒の心のケアや、課題を抱える児童生徒への支援を一層効果的に行うため、S C と S S W の配置時間を拡充しました。(S C : 対前年度比 8.0%増、S S W : 対前年度比 2.0%増) 特に S S W については、県立学校 (27 校) や各市町の公立中学校区 (67 校区) を拠点に活動し、より機動的に支援が行えるよう取り組みました。加えて、S C や S S W と連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を公立中学校 119 校と県立学校 23 校に配置しました。 また、弁護士によるいじめ予防授業 (77 校) や法務相談 (31 回)、弁護士と臨床心理士からなるいじめ対策アドバイザーの県立学校への派遣 (63 回) など、専門人材と連携した支援を進めました。	いじめや暴力行為の被害に遭っている児童生徒の心のケアや、課題を抱える児童生徒への支援を一層効果的に行うため、S C と S S W の配置時間を拡充します。 特に、S C については、令和 7 年度新設の高等学校 (1 校)、夜間中学 (1 校) に新たに配置します。S S W についても、令和 7 年度新設の夜間中学 (1 校) に新たに配置するとともに、県立学校 (28 校) や各市町の公立中学校区 (71 校区) を拠点に活動し、より機動的に支援が行えるよう取り組みます。 加えて、S C や S S W と連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を一定規模以上の公立中学校と希望する県立学校に引き続き配置します。 また、弁護士によるいじめ予防授業の実施や法務相談体制の充実、弁護士と臨床心理士からなるいじめ対策アドバイザーの県立学校への派遣など、専門人材と連携した支援を進めていきます。	生徒指導課 (教育委員会)
【インターネット上における不適切な書き込みへの対応】		
インターネット上の不適切な書き込みを検索するために、年 3 回 (8 月下旬から 9 月・11 月・1 月) の通常のパト	ネットトラブルやいじめ・人権侵害から児童生徒を守るため、引き続き、インターネット上の不適切な書	生徒指導課 (教育委員会)

ロールに加え、年間（平日）を通して不適切な書き込み等のパトロールを実施しました。令和6年度は 1,136 件の学校や市町が特定できる書き込みを検知し、当該校や当該市町等教育委員会等と情報共有を行い対応しました。	き込みを検索するネットパトロールを実施します。不適切な書き込みを検知した場合は、学校や各市町等教育委員会等の関係機関と連携し、速やかな対応を実施します。	
【飲酒運転違反撲滅に係る再発防止対策の実施】		
「第3次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」に基づき、飲酒運転根絶に向けた広報・啓発等の取組を推進しました。 特に、飲酒運転違反者 321 人（令和6年度）に対して、アルコール依存症に関する受診義務通知を行うとともに、期限までに報告のない者への勧告・再勧告を行い受診の促進を図りました。 さらに、酒類販売管理者研修参加者 1137 名（令和6年度）に対して啓発を実施しました。	飲酒運転根絶に向けて、四季の交通安全運動等を通じて重点的に啓発し、規範意識の定着に向けた取組を推進します。 また、飲酒運転根絶のためには、再発防止対策が重要であることから、更なるアルコール依存症に関する受診の促進、飲酒運転防止相談などの取組を推進します。	くらし・交通安全課 （環境生活部）
【歩行者の安全確保のための交通安全施設等の適正管理】		
交通の安全と円滑を図るため、信号灯器（3,656 灯）のLED化、歩行者用灯器（3 か所 12 灯）の増灯、摩耗した横断歩道（2,437 本）の塗り替えを実施したほか、老朽化した信号制御機（154 基）、視覚障害者用付加装置（18 基）、信号柱（134 本）及び路側式道路標識（1,322 本）の更新を実施しました。また、道路交通環境の変化等により実態に合わなくなった交通規制の見直しを進め、信号機の撤去（4 基）、最高速度の見直し（9 区間）等を実施し、交通安全施設等の適正な維持管理に努めました。	令和10年3月で信号灯器の白熱電球の生産が終了となることから、計画的にLED灯器への更新を進めます。また、老朽化した信号制御機、信号柱等の交通安全施設等は、中長期的な計画に基づき適正な維持管理に努めるとともに、引き続き交通実態に即した交通規制の見直しを進めます。	交通部 交通規制課 （警察本部）

【交通事故抑止に係る交通指導取締りの推進】		
AIが交通事故の発生を予測する「AIアセスメント」サービスと既存の分析システムを併用した交通事故の分析結果や地域住民の要望を踏まえて、悪質性・危険性が高い違反を重点的に交通指導取締りを推進し、令和6年中は、飲酒運転（429件）、移動オービス等を活用した速度超過違反（11,256件）、横断歩行者等妨害等違反（5,100件）等の計51,280件を検挙しました。	引き続き、交通事故実態の分析結果や地域住民の要望を踏まえて、交通事故抑止に効果がある悪質性・危険性が高い飲酒運転、横断歩行者等妨害等違反、生活道路における速度違反等に重点を置いた交通指導取締りを推進します。	交通部 交通指導課 （警察本部）
【薬物乱用防止に係る啓発及び検査】		
「令和6年度三重県薬物乱用対策推進計画」に基づき、警察本部、教育委員会等の関係機関と連携し、薬物乱用防止に関する啓発（街頭啓発45回）、立入検査（医療用麻薬等取扱い施設の立入検査2,427回）、再乱用防止（薬物依存者等の相談応需39件、薬物依存者の家族教室の開催4回）に取り組みました。	関係機関と連携し、引き続き、計画的な啓発や取締り、再乱用防止事業等を実施し、大麻等の薬物乱用防止対策に取り組みます。	薬務課 （医療保健部）

Ⅲ 数値目標の進捗状況

この章では「プログラム第3弾」における3つの基本目標と重点テーマそれぞれに設定されている6つの活動指標について、令和6年度の実績値を掲載し、進捗状況をお示しします。

【基本目標】

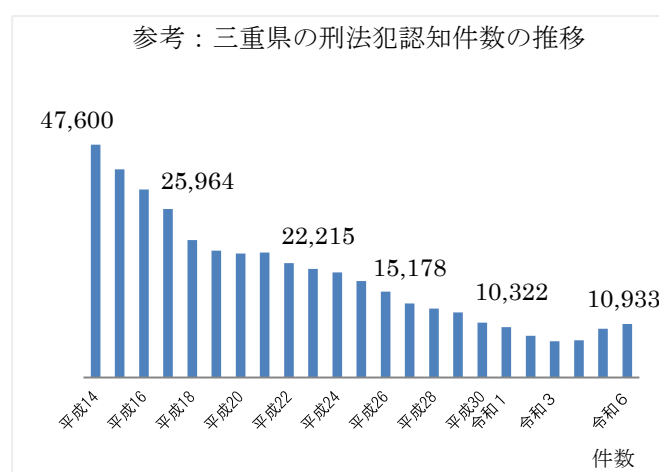
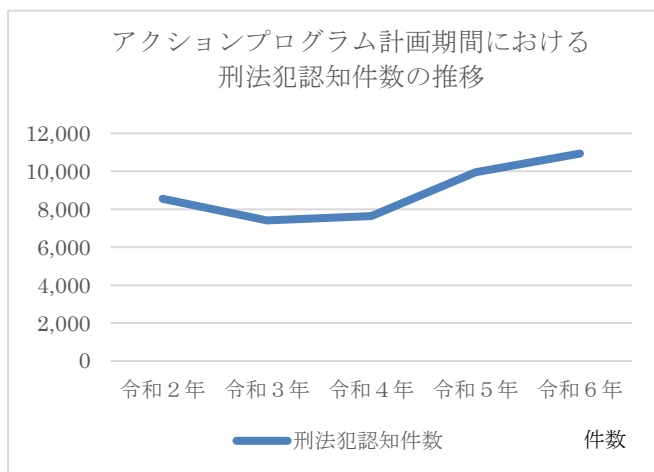
目標項目	目標設定時の値	目標値 (令和8年)
刑法犯認知件数	9,955件	5,000件未満
交通事故死者数	66人	53人以下
交通安全・防犯など身のまわりの安全に係る「満足層」の割合	68.1%	80.0%

【活動指標】

注力する方向性	目標項目	目標設定時の値	目標値 (R8年度)
県民が犯罪被害・交通事故の当事者にならないための意識づくり	あらゆる広報媒体(SNS等)を活用した防犯・交通安全に係る情報発信件数	118件 (R5年度)	毎年度 150件 以上
	地域の防犯・交通安全活動に参加したことがある人の割合	14.0% (R5年度)	37.5%
さまざまな主体と連携した持続可能な防犯・交通安全活動が行われる地域づくり	安全・安心な三重のまちづくり地域リーダーの配置市町数	17市町 (R5年度)	29市町
	安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者数	386 事業所 (R5年度)	720 事業所
犯罪や交通事故を防ぐ取組を広め、安全で安心感のある環境づくり	防犯機能付き電話機幹旋件数	662件 (R5年度)	1,000件
	通学路の安全対策が実施された箇所の割合	97.0% (R5年度)	100%

1 基本目標

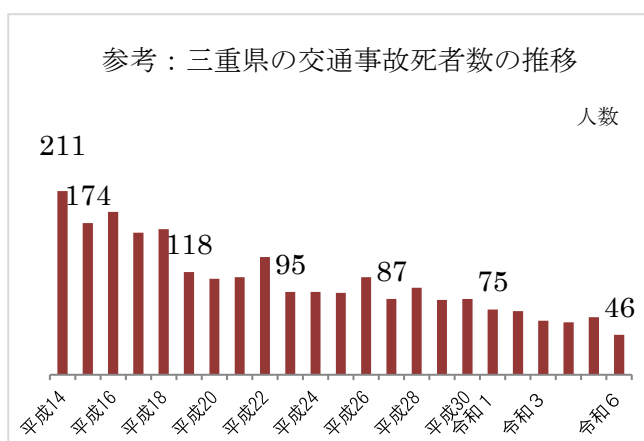
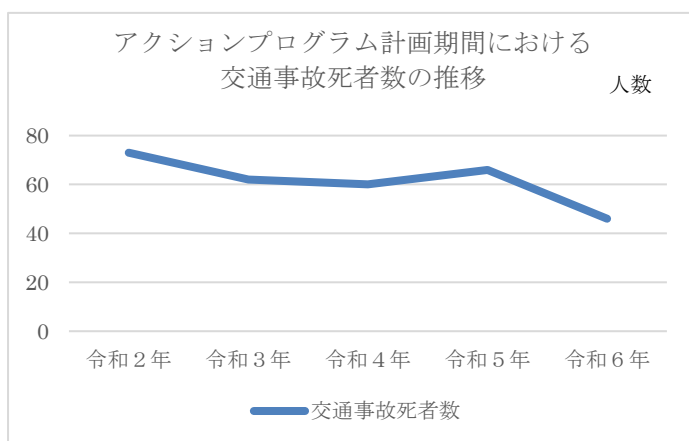
目標項目	目標設定時 (令和5年)	現状値 (令和6年)	目標値 (令和8年)
刑法犯認知件数	9,955件	10,933件	5,000件未満



※平成14年をピークに減少傾向にあり、令和3年には戦後最少となったが、令和4年以降は増加傾向となった。

目標項目	目標設定時 (令和5年)	現状値 (令和6年)	目標値 (令和8年)
交通事故死者数	66人	46人	53人以下

※交通事故発生から 24 時間以内に死亡した人の数



※減少傾向で推移しており、令和6年は統計の残る昭和29年以降最少を更新した。

目標項目	目標設定時 (令和5年)	現状値 (令和6年)	目標値 (令和8年)
交通安全・防犯など身のまわりの安全に係る「満足層」の割合※	68.1%	64.7%	80.0%

※三重県「eモニターアンケート」における数値は、「目標設定時数値」が令和5年度、「目標値」は令和8年の値を指します。

2 活動指標

注力する方向性	目標項目	目標 設定時 (R5年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R8年度)
県民が犯罪被害・交通事故の当事者にならないための意識づくり※	あらゆる広報媒体(SNS等)を活用した防犯・交通安全に係る情報発信件数	118件	122件	毎年度 150件 以上

※来年度以降も引き続き安心安全まちづくり出前講座の開催やショッピングセンターにおける啓発をする。

注力する方向性	目標項目	目標 設定時 (R5年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R8年度)
県民が犯罪被害・交通事故の当事者にならないための意識づくり※	地域の防犯・交通安全に参加したことがある	14.0%	—%	37.5%

※安全安心まちづくり出前講座やイベント等において、県民にアンケートを実施します。

注力する方向性	目標項目	目標 設定時 (R5年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R8年度)
さまざまな主体と連携した持続可能な防犯・交通安全活動が行われる地域づくり※	安全・安心な三重のまちづくり地域リーダーの配置市町数	17市町	21市町	29市町

※県が実施する「安全・安心まちづくり地域リーダー養成講座」の修了者が配置された市町数目標値を達成するため、未配置の市町で活動する防犯ボランティアの養成講座への参加を促進する必要がある。

注力する方向性	目標項目	目標 設定時 (R5年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R8年度)
さまざまな主体と連携した持続可能な防犯・交通安全活動が行われる地域づくり※	安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者数	386 事業所	428 事業所	720 事業所

※目標値を達成するには、安全・安心三重のまちづくり防犯サポート事業者の募集を周知する必要があるため、継続的な広報活動を実施する。

注力する方向性	目標項目	目標 設定時 (R5年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R8年度)
犯罪や交通事故を防ぐ取組を広め、安全で安心感のある地域づくり※	防犯機能付き電話機幹旋件数	662件	805件	1,000件

※目標値達成するためには、防犯機能付き電話機について、県民に広く周知し、市町及び三重県防犯協会と協力する必要がある。

注力する方向性	目標項目	現状値 (R5年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R8年度)
犯罪や交通事故を防ぐ 取組を広め、安全で安心感のある地域づくり	通学路の安全対策 が実施された箇所の割合	97.0%	96.2%	100%

※目標項目については、「通学路交通安全プログラム」に基づいて、市町等の関係機関が連携し、毎年通学路の合同点検や対策の改善・充実の取組を実施した割合になります。

IV 令和6年度の総括 ～成果と課題をふまえた今後の取組の方向性～

1 令和6年度における成果

- アクションプログラムの主軸となる3分野（県・警察本部・県教育委員会）のワーキンググループを開催し、顔の見える関係性の構築や連携に向けた協議を重ねることで、各分野同士が協力して安全安心まちづくりに向けた取組を実施することができました。
- 地域の防犯活動等をけん引する意志のある方などを対象に、「安全安心まちづくり地域リーダー養成講座」を県教育委員会主催「スクールガード・リーダー育成講習会」と併せ共同開催し、新たな地域リーダーを13名養成することができました。
- 地域の防犯活動等をけん引する地域リーダーを対象に、「安全安心まちづくり地域リーダーフォローアップ講座」を開催することで、地域リーダーにとって必要な知識を身に付けていただくと共に、それぞれの地域リーダー同士の親睦を深めることができました。
- 県民の皆さんの防犯意識の高揚と、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりの推進等を目的としたイベント「安全・安心まちづくりフォーラム」を県と警察本部が協力して開催し、80名が参加しました。
- 防犯機能付き電話機の斡旋件数が、143件（累計805件）となり、設置促進が図られています。
- 各市町で策定している「通学路交通安全プログラム」に基づき、毎年関係機関が連携して合同点検などの子どもたちの通学路の安全対策を実施しています。令和6年度の通学路の安全対策が実施された箇所の割合は、96.2%確認することができました。
- 県警等関係機関と連携し、イベント会場やショッピングモール等において、県民に安全安心まちづくりに関する広報啓発活動をしました。

- 地域における「構成員の高齢化」や「担い手不足」といった課題に対応するため、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」で意見聴取のうえ、地域に密着した事業者が積極的に防犯活動に参画いただける仕組みを検討し、「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」として令和5年6月から実施し、令和7年3月現在、428事業者を登録することができました。
- 令和6年12月から県内自治会等を対象に防犯カメラの設置を補助する市町を支援する補助制度を開始し、新たに20台（5市町）設置することができました。

2 令和7年度の課題

（1）県民の体感治安及び防犯意識の向上（意識づくり）

「子ども・女性・高齢者が犯罪被害から守られているか」というテーマで、県が実施したアンケート（令和6年6月実施。三重県「eモニターアンケート」）において、「犯罪被害から守られている」と回答した割合が32.9%（子ども）、23.2%（女性）、21.0%（高齢者）といずれも「守られている」と感じる県民が少ないという結果が出ています。

県民の犯罪等への不安が依然として解消されていないことから、県民の体感治安や防犯意識向上につながる取組を進める必要があります。

（2）特殊詐欺被害防止について（意識づくり）

令和6年中、三重県内において発生した特殊詐欺被害状況については、発生件数が367件（前年比+93件）、被害金額が約11億9,870万円（前年比+約4億9,110万円）と多く発生している状況にあります。

県、警察、関係機関・団体が連携し、講話や広報活動等を通じて県民の防犯意識を一層高めていく必要があります。

（3）地域における持続可能な防犯活動のための事業者との連携（地域づくり）

安全で安心なまちづくりにおいて重要な役割を担う防犯ボランティア団体は、「高齢化」や「担い手不足」といった課題を抱えています。県民が安全に安心して生活できるよう、地域において持続可能な防犯活動が継続されることが重要です。

そのため、「構成員のほとんどが現役世代である」、「廃業しない限りは地域に存在し続ける」といった特徴を持つ事業者との連携を積極的に進め、将来的に地元ボランティアとの連携をめざして、「三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」にできるだけ多くの事業者に参加いただくことが必要です。

（4）「安全安心まちづくり地域リーダー」の養成（地域づくり）

地域の防犯活動等をけん引する「安全安心まちづくり地域リーダー」を新たに13名

養成することができ、未配置市町への新たな1市町配置することができました。

引き続き、地域等への呼びかけを進めていくとともに、市町をはじめとした関係機関と連携し、新たな防犯ボランティア団体の掘り起こしを進める必要があります。

（５）防犯カメラ設置事業促進について（環境づくり）

令和7年度も自治会等対象に防犯カメラ設置費用の補助をする市町に対し、県から補助をする予算を計上しました。この事業は、県内地域の防犯の力を向上することを目的としているので、引き続き防犯カメラ設置促進を図るため、事業未実施の市町に働きかける必要があります。

3. 令和7年度の重点取組

（１）プログラム第3弾の推進について（意識づくり）

令和6年3月に改正した「プログラム第3弾」を県民に広く周知することで活用を促し、防犯に対する意識向上や地域の防犯・交通安全ボランティア活動への参加を促進します。

（２）県民の体感治安及び防犯意識の向上について（意識づくり）

県民の皆さんの防犯意識向上を図るため、防犯ボランティア団体や事業者、市町担当者等が一堂に会する「安全・安心まちづくりフォーラム」を開催するとともに、安全安心まちづくり出前講座やSNSを活かした広報活動を強化し、防犯活動の「見える化」を図ります。

（３）特殊詐欺被害防止や闇バイト被害防止活動について（意識づくり）

特殊詐欺等の被害が多発している状況にあります。県としては、警察等関係と連携して講話や啓発イベント、ショッピングセンター等における広報を強化し、県民一人一人の防犯意識の向上に努めます

（４）地域における持続可能な防犯活動のための事業者との連携について（地域づくり）

令和5年6月から運用を開始した「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」について、多くの事業者に参加いただけるよう、事業者団体や市町等を通じて幅広く制度を周知します。

（５）「安全安心まちづくり地域リーダー」の養成について（地域づくり）

「安全安心まちづくり地域リーダー」が未配置である市町への積極的な働きかけを通じ、全市町への「安全安心まちづくり地域リーダー」配置をめざします。また、関係機関が把握する活動団体へも参加を促し、リーダー数の増加による自主防犯活動の活性化、地域の防犯力の底上げに努めます。

（６）防犯カメラ設置事業促進について（環境づくり）

防犯カメラ設置補助事業は、県内地域の防犯の力を向上することを目的として創設した事業です。自治会等への防犯カメラ設置補助事業をする市町を拡大するため、市町担当国会議等あらゆる機会を通じて防犯カメラの有効性について県から働きかけ、市町の協力が得られるように努めます。

『安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第3弾』
令和6年度の総括

令和7（2025）年 7月
三重県環境生活部くらし・交通安全課

〒514-8570 津市広明町13番地

電話：059-224-2664

FAX：059-224-3069

メール：anzen@pref.mie.lg.jp

県HP：<http://www.pref.mie.lg.jp/BOUHAN/>



県HP(安全安心)